

○参照条文

不動産登記法（平成16年法律第123号）（抄）

（申請の却下）

第二十五条 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

- 一 申請に係る不動産の所在地が当該申請を受けた登記所の特許に属しないとき。
- 二 申請が登記事項（他の法令の規定により登記記録として登記すべき事項を含む。）以外の事項の登記を目的とするとき。
- 三 申請に係る登記が既に登記されているとき。
- 四～五 （略）

六 申請情報の内容である不動産又は登記の目的である権利が登記記録と合致しないとき。

七 申請情報の内容である登記義務者（第六十五条、第七十七条、第八十九条第一項（同条第二項（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。））、第九十三条（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第一百条前段の場合にあつては、登記名義人）の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないとき。

八～十二 （略）

十三 前各号に掲げる場合のほか、登記すべきものでないときとして政令で定めるとき。

（職権による登記の抹消）

第七十一条 登記官は、権利に関する登記を完了した後に当該登記が第二十五条第一号から第三号まで又は第十三号に該当することを発見したときは、登記権利者及び登記義務者並びに登記上の利害関係を有する第三者に対し、一月以内の期間を定め、当該登記の抹消について異議のある者がその期間内に書面で異議を述べないときは、当該登記を抹消する旨を通知しなければならない。

2～4 （略）

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物 販売業法における經由事務の廃止について

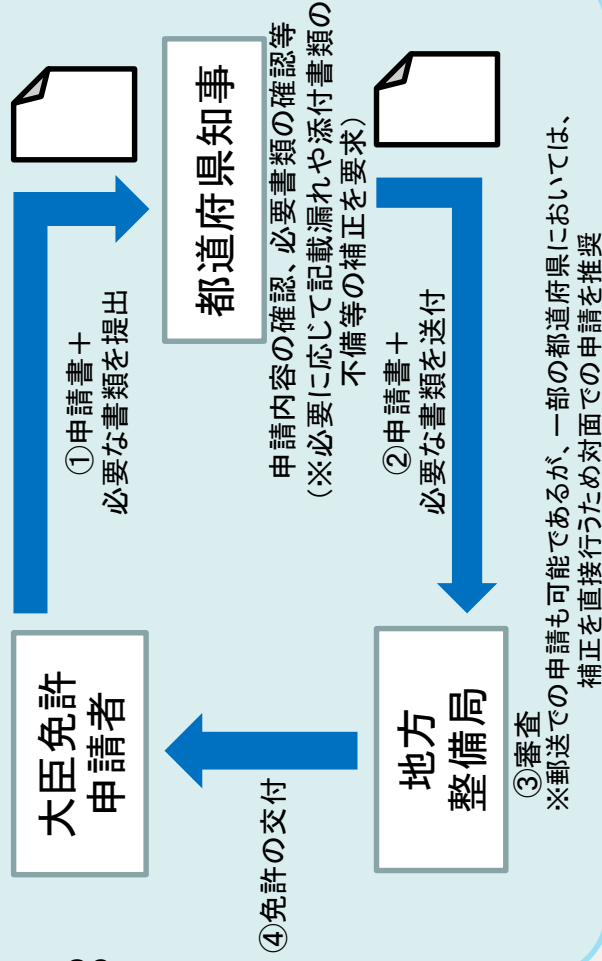
令和2年8月6日
国土交通省

概要①申請・変更・廃業の届出における經由事務

大臣免許業者が国土交通大臣に提出すべき免許申請書（宅地建物取引業法第四条第一項）、変更の届出（同法第九条）、廃業等の届出（同法第十一条第一項）についての書類は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出する。

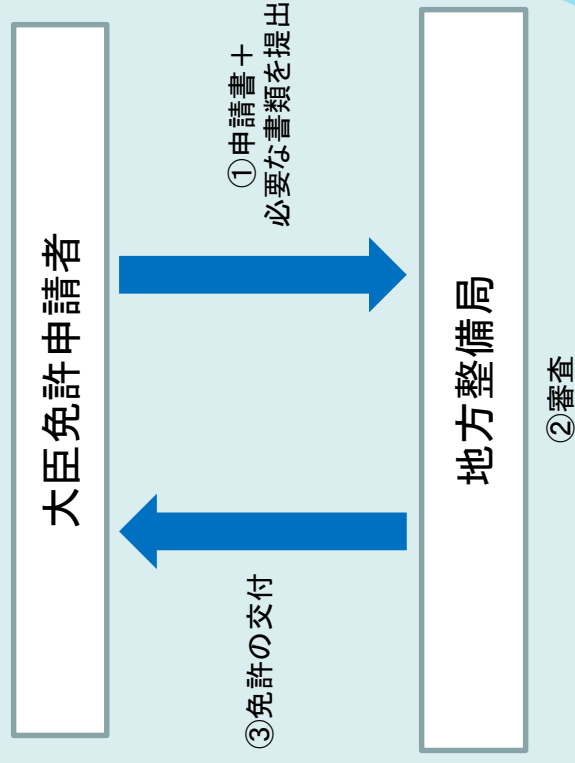
現行

大臣免許申請者は、主たる事務所の所在する都道府県知事に申請書類等を提出し、都道府県知事を経由して地方整備局に申請書類等が送付される。



經由事務を廃止した場合

大臣免許申請者は、地方整備局に直接申請書類等を提出する。



宅地建物取引業法

第七十八条の三（申請書等の經由）

第四条第一項、第九条及び第十一条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書その他の書類は、その主たる事務所（同項の規定の場合にあつては、同項各号の一に該当することとなつた者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事を經由しなければならない。

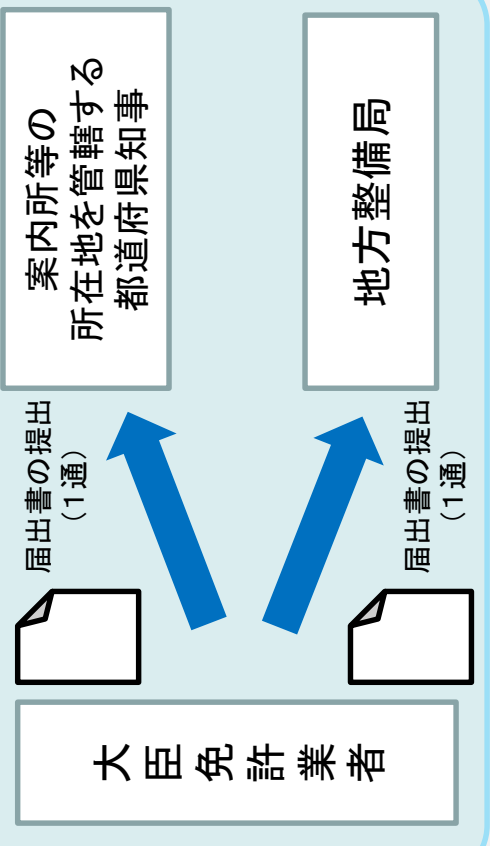
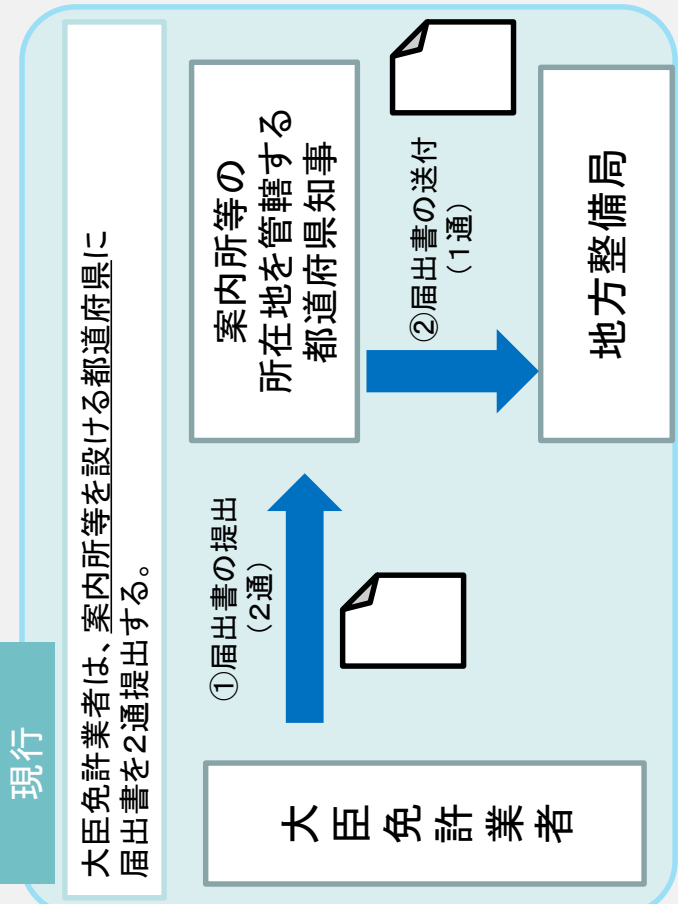
※積立式宅地建物売業においても同様のスキーム

概要②事務所等で業務を行う場合の届出に係る經由事務

大臣免許業者が、案内所・モデルルーム等を開設し、契約の申込みを受けたり、契約の締結を行う場合は、業務を行う所在地を管轄する都道府県知事を経由し、所在地や業務内容等を記載した届出書を提出する。

經由事務を廃止した場合

大臣免許業者は、案内所等を設ける都道府県及び地方整備局にそれぞれ1通ずつ届出書を提出する必要がある。



宅地建物取引業法

第五十条

2 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、あらかじめ、第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める場所について所在地、業務内容、業務を行う期間及び専任の宅地建物取引士の氏名を免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及びその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

第七十八条の三

2 第五十条第二項の規定により国土交通大臣に提出すべき届出書は、その届出に係る業務を行う場所の所在地を管轄する都道府県知事を経由しなければならない。

都道府県經由事務の廃止について

回答

經由事務の廃止については、事業者が申請に要する時間や費用等の負担が増大しないか、都道府県が当該団体の区域内で事業を行う大臣免許業者に関する速やかな情報の把握に支障を生じないかといった、申請者や各都道府県等における支障の有無等を確認しながら、今後の対応を総合的に検討していく。

検討に当たって考慮すべきポイント

申請者・都道府県・一般消費者等といった經由事務の関係者に生じる影響として、例えば以下のうな点について、実態を把握した上で、必要な措置を検討する必要がある。

①申請者に係る影響

- ・ 宅建業免許については、免許申請のみならず、役員の変更や事務所の移転等の際にも届出が必要であるが、申請等を行う者においては、書類の手戻りを防ぐ観点から、**郵送ではなく、直接の提出を希望するニーズが高い。**
- ・ 大臣免許業者はほとんどが法人であり、複数の事務所を有するため、変更の届出等、書類の提出機会が多くあるところ、經由事務を廃止した場合、**地方整備局の所在地から離れた事業者においては、書類の提出に要する時間や費用等の負担が増大することにならないか。**
- ・ 大臣免許事業者がマンション分譲を行う際には、これまでモデルルーム等を開設して業務を行う都道府県のみに届出を行えばよかったところ、經由事務を廃止した場合、**地方整備局と都道府県の双方に届出を行うことになり、届出に要する時間・費用が増大することにならないか。**

都道府県經由事務の廃止について

検討に当たって考慮すべきポイント

②都道府県に係る影響

- ・ 都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む宅建業者に対し、必要な指導・助言・勧告を行うことができる。
- ・ 業者に対し指導等を行う場合、**指導の対象となる業者に関する事実探知等において、「宅地建物取引業免許事務等処理システム」によって取得できない情報について、經由事務に係る申請書や添付書類に記載されている事項を用いる場合がある。**
- ・ 經由事務を廃止した場合、都道府県が当該区域内で事業を行う大臣免許業者に関する速やかな情報の把握に支障が生じることにならないか。

③一般消費者等に係る影響

- ・ 宅建業者の相手方や関係者が、宅建業者の信用度を把握し、適切な宅建業者を選定することができるように、都道府県においては、**宅建業者名簿等を一般の閲覧に供し、情報を公開している。**
- ・ 大臣免許業者については、国に経由した際の申請書の写しを用いて都道府県において閲覧に供する例があるところ、經由事務を廃止した場合、**都道府県における情報公開に支障が生じることにならないか。**

不動産鑑定業者の登録等に係る 都道府県經由事務等について

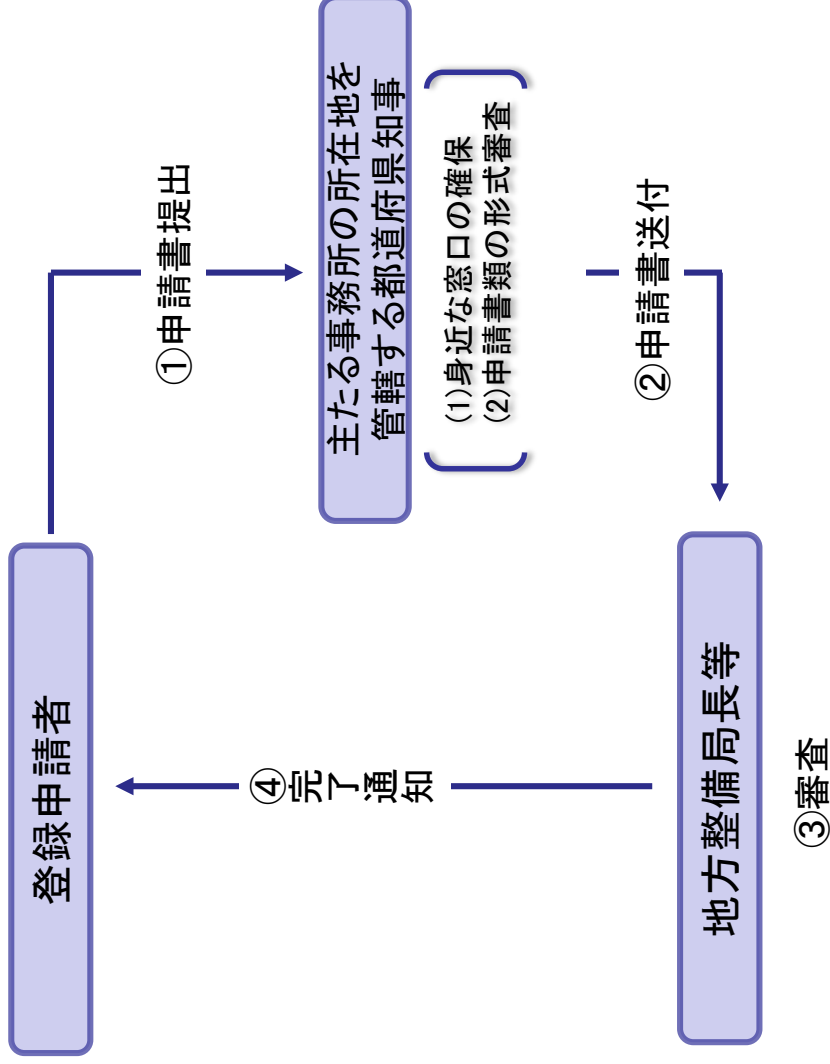
令和2年8月6日
国土交通省

不動産鑑定業者の登録申請について

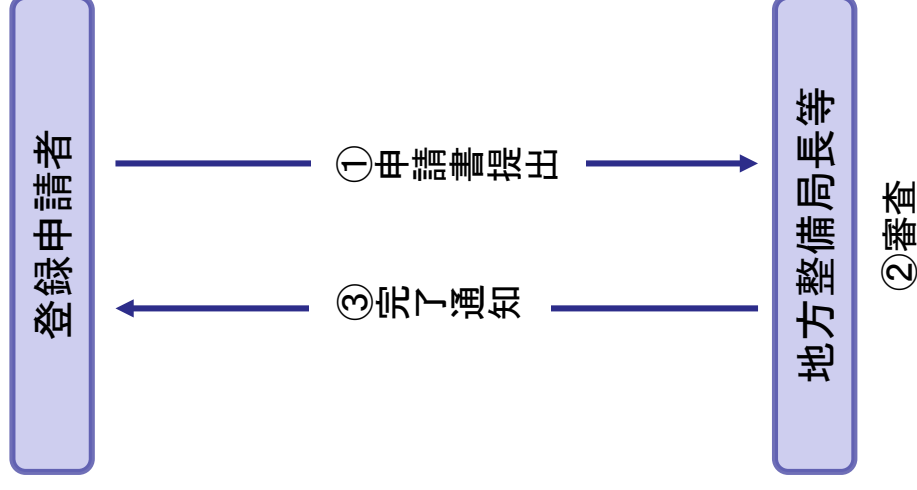
- 二以上の都道府県に事務所を設けて不動産鑑定業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 一の都道府県に事務所を設けて不動産鑑定業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。

大臣登録業者75業者 知事登録業者3,149業者 (R2.1.1現在)

【 現 行 】



【經由事務を廃止した場合】



国土交通省の基本的な考え方

○ 申請書類については、不備があった場合の手戻りを防ぎ、審査を効率化する等の観点から、都道府県ごとの身近な窓口を設置している。

このため、都道府県經由事務を廃止する場合、地方整備局の近辺に所在する者を除く大半の申請者にとって、支障がないか確認する必要がある。

○ 都道府県からの提案によると、大臣登録業者に関する申請は、件数が僅少で事務のノウハウの取得・継承が難しいとあるが、知事登録業者の申請様式と差はなく支障はないのではないか。

45



対応方針

○ 都道府県及び事業者団体へのアンケートを実施し、都道府県經由事務を廃止した場合の支障の有無を確認した上で、申請者の利便性に与える影響等を考慮し、今後の対応を検討したい。

不動産鑑定業者登録簿等の供覧等について

- 都道府県知事は、知事登録業者に係る不動産鑑定業者登録簿等及び国土交通大臣から送付された書類（大臣登録業者に係る不動産鑑定業者登録簿等）を公衆の閲覧に供しなければならない。

【 現 行 】

（登録完了後）

地方整備局長等

①不動産鑑定業者登録簿等送付

事務所の所在地を
管轄する都道府県知事

③閲覧

閲覧希望者

〔 ②資料配架 〕

【閲覧事務を廃止した場合】

（登録完了後）

地方整備局長等

〔 ①資料配架 〕

②閲覧

閲覧希望者

国土交通省の基本的な考え方

- 都道府県ごとに閲覧所を設けることにより、当該都道府県に事務所を有する全ての不動産鑑定業者の存在とその事業の状態を周知し、鑑定評価を必要とする国民の利便を図るとともに、不動産鑑定業の運営の適正化に役立てている。
- 都道府県からの提案によると、資料の配架や閲覧希望者への対応等の事務負担が生じているとあるが、都道府県における大臣登録業者に係る登録簿等の閲覧を廃止することにより閲覧希望者の利便性が損なわれないか確認する必要がある。

47



対応方針

- 都道府県及び事業者団体へのアンケートを実施し、閲覧の実績及び都道府県における閲覧を廃止した場合の支障の有無を確認した上で、閲覧希望者の利便性に与える影響を考慮し、今後の対応を検討したい。

建築士法における 都道府県経由事務等について

国土交通省住宅局
令和2年8月

(1) 建築士法における制度の現状

○建築士法第10条の3で、以下の書類の提出・届出・書類の交付は、住所地の都道府県知事を経由して行うものと規定されている。

- 一級建築士の免許・その取消し、登録の訂正・抹消、一級建築士免許証の書換え交付・再交付・返納に関する国土交通大臣への書類の提出
- 建築士法第5条の2(住所等の届出)・第8条の2(死亡等の届出)の規定による国土交通大臣への届出
- 一級建築士の免許申請書の返却、一級建築士免許証の交付・書換え交付・再交付に関する国土交通大臣の書類の交付

○このうち、一級建築士免許の申請等については、中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合には、中央指定登録機関が登録等事務を經由して、国土交通大臣に届出等を行うこととされている。

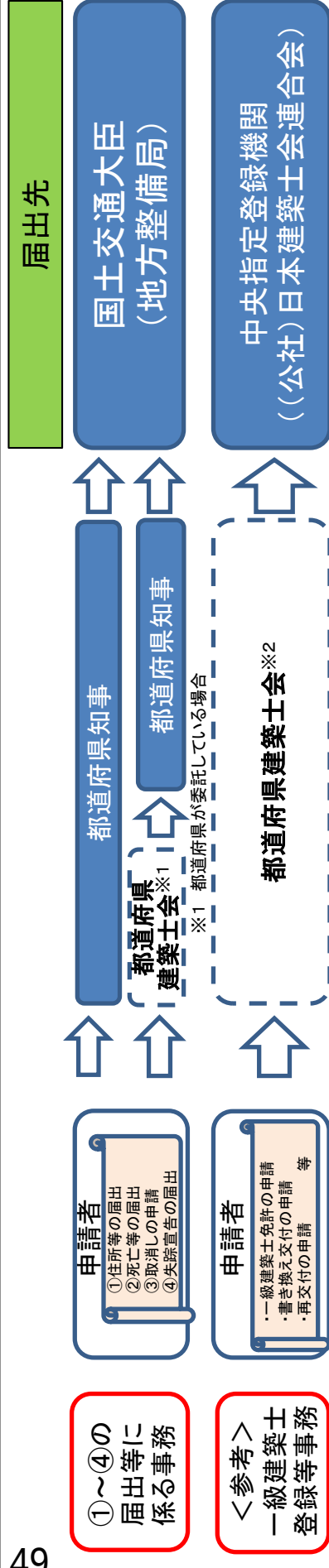
- ①住所等の届出
(建設士法第15条の2)
- ②死亡等の届出
(建設士法第15条の2)
- ③取消しの申請
(建設士法第9条第1項第1号)
- ④失踪宣告の届出
(建設士法施行規則第6条第3項)

(2) ①～④の届出等について、国土交通大臣宛て提出することとしている理由由

免許の取消し等に係る事項であることから、国において処理されるべき事務であり、その提出先を国土交通大臣としている。特に、平成17年の構造計算書偽装問題を受け、平成18年に建築士法を改正し、消費者保護の観点から、被処分建築士の氏名公表や、登録情報（建築士名簿）の閲覧、罰則強化等を措置。その際、登録情報に係る事務処理を中央指定登録機関に担わせることで、国は一級建築士の調査・処分等の執行に集中して行うこととし、①～④の届出等の提出先を改めて国土交通大臣と整理。

(3) ①～④の届出等について、国土交通大臣宛での提出を、都道府県經由としている理由由

各都道府県の窓口での申請を可能とし、申請者の利便性を確保するという観点と、都道府県の協力を得て届出受付の事務処理を分散して円滑に行うという観点から、国土交通大臣宛での提出を都道府県知事を経由して行うこととしている。



(1) 建築士法における制度の現状

○建築士法第15条の2に基づき、一級建築士試験事務については、中央指定試験機関((公財)建築技術教育普及センター)が実施しており、一級建築士試験の受験申込みについても、中央指定試験機関へ提出することとなっている。

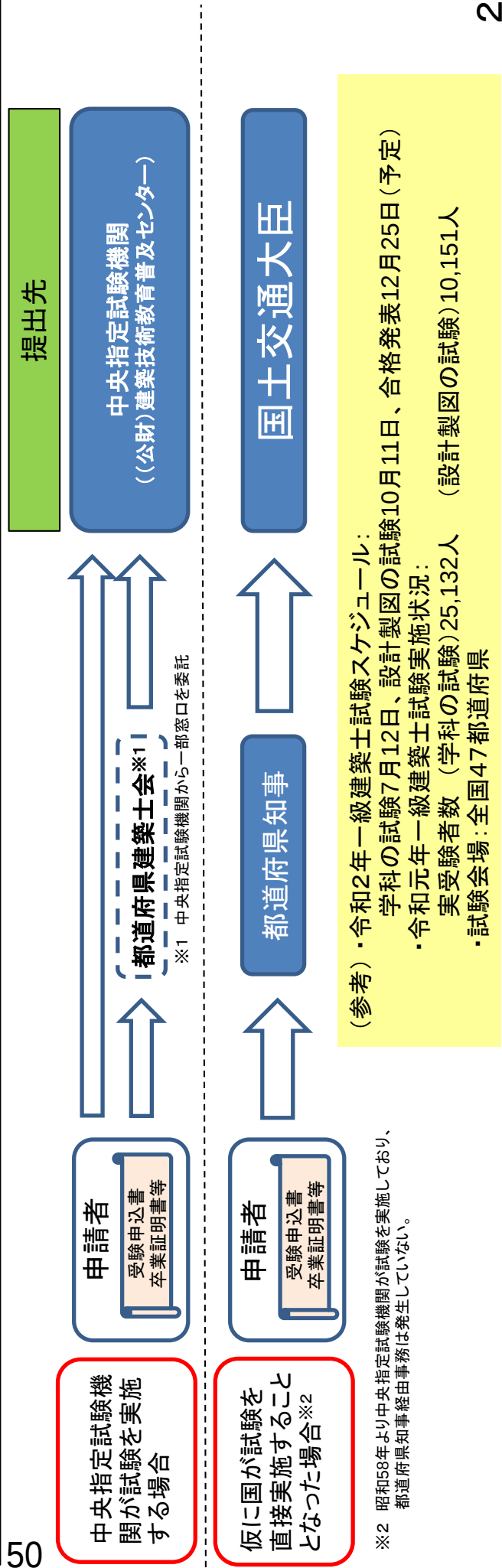
○天災等の理由により中央指定試験機関が一級建築士試験事務を実施できなくなった場合、国が試験を直接実施することとなるが、その際、建築士法第15条の7に基づき一級建築士試験の受験申込みについては住所地の都道府県知事を経由して行うこととなっている。

○なお、昭和58年の中央指定試験機関の指定以来、上記のような事態は生じておらず、都道府県經由事務は発生していない。これまでも天災等により中央試験登録機関が試験を予定通り実施できないケース(令和元年台風19号等)はあったが、試験を延期して、中央指定試験機関が試験を実施している。

(2) 受験申込みを都道府県経由としている理由

全国47都道府県で実施している一級建築士試験については、仮に国が試験を直接実施することとなった場合に、申請者が居住する地域(各都道府県)の窓口での申込みを可能とし、申請者の利便性を確保するという観点と、都道府県の協力を得て受験申込み受付の事務処理を分散して円滑に行うという観点から、受験申込みを都道府県知事を経由して行うこととしている。

50



建築士法における都道府県経由事務の廃止

提案：建築士法第10条の3及び第15条の7の規定により都道府県が処理することとされている経由事務の廃止を求める。

回答：実際の事務処理状況、他の都道府県等の意見等を踏まえて廃止による支障がないことが確認できれば、廃止する方向で検討する。

一級建築士免許等事務の申請窓口の一本化

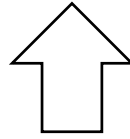
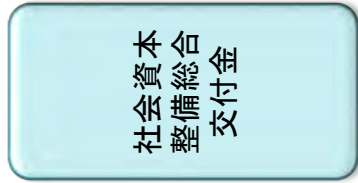
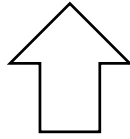
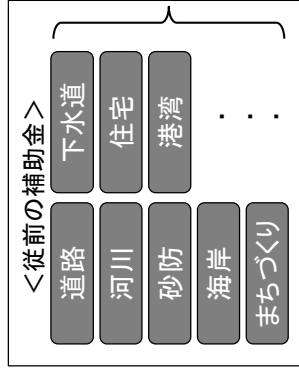
提案：建築士法第5条の2に基づく住所等の届出、第8条の2に基づく死亡等の届出及び第9条第1項に基づく一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類の提出について、第10条の4に基づく一級建築士登録等事務と事務の主体を統一することにより、申請に係る窓口等を一本化するよう求める。

回答：建築士法第10条の3に規定する一級建築士免許等事務に係る都道府県知事経由事務を廃止した場合、同法第5条の2に規定する住所等の届出等は国土交通大臣宛てに行うこととなるが、これらの届出等については免許の取消し等に係る事項であることから、国において処理されるべき事務であり、中央指定登録機関に処理させることは適当ではなく、窓口を一本化することは困難である。

社会資本整備総合交付金の申請等に係る 押印文書の電子化

国土交通省 大臣官房
社会資本整備総合交付金等総合調整室
令和2年8月

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。



社会資本整備総合交付金
(成長力強化や地域活性化等につながる事業)

平成28年度予算	：	8,983億円
平成29年度予算	：	8,940億円
平成30年度予算	：	8,886億円
令和元年度予算	：	8,713億円※
令和2年度予算	：	7,627億円※

防災・安全交付金
(「命と暮らしを守るインフラ再構築」、「生活空間の安全確保」を集中的に支援)

平成28年度予算	：	1兆 1,002億円
平成29年度予算	：	1兆 1,057億円
平成30年度予算	：	1兆 1,117億円
令和元年度予算	：	1兆 3,173億円※
令和2年度予算	：	1兆 388億円※

※臨時・特別の措置を含む。

・令和元年度予算 社会資本整備総合交付金:350億円、防災・安全交付金:2,767億円

・令和2年度予算 社会資本整備総合交付金:349億円、防災・安全交付金:2,541億円

両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本整備総合交付金計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の16事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。